

Title	椎名幾三郎著 海上保険論
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.12 (1938. 12) ,p.1721(135)- 1724(138)
JaLC DOI	10.14991/001.19381201-0135
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19381201-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

椎名幾三郎著『海上保險論』

園 乾 治

著者椎名幾三郎氏は大阪商科大学に於て海上保險を擔當せる教授であり、屢々斯學に關する學術雜誌に於て堂々の論陣を張り、その透徹せる論理と明敏なる觀察と鋭犀なる斷定とを以て聞こえ、學界に於て特異の地歩を占めてゐる學者である。

本書に就ては著者自らその序文に於て曩に公刊せる『海上保險概論』(昭和十年、東洋出版社)の改訂版とも稱すべきものであるといつてゐる。舊著に對して記者は嘗て本誌を藉りてその紹介と批評を試みたのであつて(本誌第三十卷、第五號)、その際局限せられたる紙面に於て極めて老練な手腕を以て幾多の問題を料理してゐること、加之、隨處に於て通説の採るべからざることを主張せる卓見の尠からざることを指摘したのであつた。本書は舊著と同じ立場に於て海上保險に關する經濟的・法律的及び經營的諸問題の中、重要にして基本的なる總てのものに觸れたものである。

本書と舊著とを比較するとその目次に於ては僅に一節を補足し、一節に名目を追加せるのみであるが、その内容に於ては殆んどこれを二倍加してゐる。蓋し舊著は一頁十四行四十二字詰、總紙數二百十三頁に過ぎないが、本書

は三頁十五行四十八字詰、總紙數三百十四頁に達するを以て知るべきである。外形に於て殆んど二倍加したる本書は如何なる意味に於て舊著の改訂版であるか。記者の見るところを以てすれば、その一は解説の懇切なること、その二は統計的記述を更新せること、その三は從來の主張を或る場合には一層明瞭ならしめたることの三點に存する。今その一二を例示すれば次の如くである。

「海上保險とは海上危險に因り財貨が滅失又は毀損され、そのために經濟上の損失をうくる地位にある多數人がその損失を填補するために共同の準備金を積立せることである。即ち多數の船主や荷主が金を出し合つてこれを集積し、彼等のうちの誰かが海上危險に因つて損害を被るならば、その集積した金を以てその損害を填補してやることが海上保險といふ現象なのである。而してかかる實質を備ふるならば、各人からの出捐金を決定し收納し保管し且つ損害填補の事情を行ふ者が如何なる地位(個人、會社、國家等の如し)又は如何なる名稱(保險會社、船主互助會、荷主相互補償會等の如し)を有するかは問ふを要しないのである」(本書第四頁)

右の引用に於て圈點は記者が施したもので、舊著にはなく、新著に於て新に添加せられたる部分を示すものである。これは冒頭に近い一個所を指摘したに過ぎないが、これと同巧異曲の處置は全卷隨處に見出すことが出来る。その主要なるものと思はれるもののみでも戦争危險(本書第一九、五一、五八頁)、海上保險の目的(第六三頁以下)に關する記述、就中個別的豫定保險約款、保險價額の協定(第八二頁以下)、舢舨危險(第九九頁以下)、海岸危險(第一〇三頁以下)、免責事由(第一〇四頁以下)に關する十數頁の記述、保險者の義務に關する問題(第一三〇頁以下)、不填補に關する約款(第一三二頁以下)、推定全損(第一四四頁以下)、特擔分損(第一五一頁以下)、ヨークアントワープ規定(第一五八頁以下)、共同海損分擔額の算定(第一七三頁以下)、衝突損害賠償金(第一八四頁以下)、委付の

注意事項(第二一〇頁以下)填補額算出の原則(第二二七頁以下)、豫定海上保險契約(第二三六頁以下)、海上保險事業に於ける保險料及增收(第二五四頁以下)支出の項目に於ける保險金及再保險料(第二六四頁以下)等が擧げられる。次に統計的記述の更新の例としては船舶(第七頁)、積荷、海難統計(第八頁)は云ふまでもないが、海上保險業者の協力(第二七四頁以下)、海上保險事業史(第二七七頁以下)に於ても一九三七年までに筆を及ぼし、引用する判決例等もまた最近のものを以てするのである(第四一頁、其他)。周到の注意を以て斷えず眞摯なる努力を拂ふにあらざればこれは容易に達成し難き更新である。

改訂は更らに幾多の註釋にも加へられてゐる。フーバー號及び淺間丸の坐礁(第九頁)、ロイズ證券(第四一頁)、海上保險の目的(第六四、六五頁)、單獨海損(第一四一頁以下)、新舊交換費(第二一九頁)、重複保險(第二二八頁)等は何れも新しき且つ本文を補足するに重要なものである。

若し本書と舊著との間に於て却つて省略または壓縮せられたる箇所を探ねるならば海上保險の弊害に關する部分(舊著第九頁以下、本書第九頁以下)であらう。これに關する挿話はそれ自身興味に富むものであると雖も、初心の讀者をして徒に海上保險の弊害のみに印象を深くすること無きを保し難いから、本書に於てこれを簡潔に處理したのは至當であると信ずる。

之を要するに本書は舊著の有したる多くの特色(前掲拙評参照)に加ふるに平明懇切の長所を加へたる近來の好著であり、苟も海上保險學の研究に志す者にとりても、また斯業に従事する者にとりても無二の好伴侶たるを疑はない。記者は舊著を紹介批評する筆を擱くに方つて、著者が多年の蘊蓄を傾注して更らに詳細なる著書を以て世に問ふの日の近からんことを禱つたのであるが、本書を得て斯學の爲め洵に慶賀に堪へない次第である。

尚ほ本書は公刊以來既に半歳以上を經過し、今に及んでは新刊といふにふさはしからぬものとなつたかも知らぬが、これ以上紹介の機を逸せんことを虞れ、早急に筆を執つたことを陳謝する。(昭和十三年三月刊、千倉書房、定價金貳圓)